

武蔵野短期大学 科研費等の内部監査に関する規程

(目的)

第1条 本規程は武蔵野短期大学（以下、「本学」という。）において、科研費等の競争的資金による公的研究費（以下、「科研費等」という。）の使用に関して、内部監査を行う部署（以下、「監査部署」という。）の組織と職務内容等を定めたものである。

(組織)

第2条 監査部署は「科学研究費等の運営・管理に関する規程」（以下、「科研費等規程」という。）に定める最高管理責任者を長とし、最高管理責任者の直属の組織とする。

2. 最高管理責任者は監査部署の担当者として、本学の専任教職員から1～3名を選任し、その職に充てる。
3. 担当者の選任は当該年度の前年度末までに最高管理責任者が行い、その任期は1年間とする。
4. 担当者の再任はさまたげない。

(権限の範囲)

第3条 監査部署は監査を行うために必要な資料等（以下、「必要書類等」という。）の提出や監査体対象となる科研費等（以下、「対象科研費等」という。）を受給されている研究者（以下、「対象研究者」という。）や対象科研費等の運用管理に関わる本学教職員（以下、「対象教職員」という。）、対象科研費等に関わる取引業者（以下、「対象業者」という。）への聴取など、監査に必要と思われる行為を行うことができる。

2. 監査において取られた手段に関して、対象研究者や対象教職員、対象業者（以下、「監査対象者」という。）から不適切であったと申し出があった際には、監査部署と監査対象者から最高管理責任者が事情を聴取して、適切性を判断し、対処するものとする。

(監査区分)

第4条 監査部署が行う監査は以下の通りに区分する。

- 1) 科研費等の通常監査(以下、「通常監査」という。)
- 2) 科研費等の特別監査(以下、「特別監査」という。)

(内部監査対象)

第5条 本規程第4条に定める各内部監査区分の対象は以下のとおりとする。

- 1) 通常監査
本学において、科研費等の交付を受けている研究課題のすべて。

2) 特別監査

通常監査の対象となった課題のうち、1回の支払金額が20万円を超えたものを対象とする。

(監査の実施)

第6条 監査部署が行う監査の手続きや手段、方法などは別に定める。

(監査の留意点)

第7条 監査部署は文部科学大臣が決定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第3節（1）「実施上の留意事項」①に示されているリスクを踏まえて、本学での不正発生の要因（以下、「不正要因」と言う。）を分析する。

(監査報告)

第8条 監査部署は監査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2. 報告の形式等は監査部署と最高管理責任者で協議する。

(監査計画の策定)

第9条 監査部署は不正要因を把握した時点ですみやかに監査計画を策定し、適正な使用を指導してく。

(監事との連携)

第10条 監査部署は学校法人武蔵野学院の常勤監事（以下、「監事」と言う。）と連携して監査を行う。

2. 監事が必要と認めた場合は、学校法人武蔵野学院を担当する監査法人と協力して監査にあたることができる。

(不正使用防止計画推進部署との連携)

第11条 監査部署は不正使用防止計画推進部署（以下、「不正防止部署」と言う。）と連携し、不正防止部署が行うコンプライアンス教育や不正防止計画策定などの不正防止策に協力し、科研費等の不正使用防止に努める。

(環境の監査)

第12条 科研費等の使用・運用・管理に関して適切に行える学内環境が整っているかなど、組織的な面での監査も行うものとする。

(変更)

第 13 条 本規程は毎年度末に最高管理責任者が見直しをするものとする。

2. 変更すべき点が見られた場合は、最高管理責任者の責任において変更案を作成する。

(改正)

第 14 条 本規程の改正は本学教授会の議を経て、本学学長が決定する。

(附則) この規程は平成 26 年 12 月 10 日から施行する。